

第1章

若者の自立と
たくましい子どもの育ち

第1節 若者の就労支援に取り組む

2003（平成15）年6月、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣の4大臣で構成される若者自立・挑戦戦略会議において、「若者自立・挑戦プラン」が取りまとめられ、今後3年間で若年失業者等の増加傾向を転換させるため、各府省が連携して若者を中心とした総合的な人材対策に取り組むこととされた。

また、2004（平成16）年6月に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」に基づき、同プランの実効性・効率性を高めるため、2004年12月に上記の4大臣に内閣官房長官を加えた関係5閣僚により、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」が取りまとめられ、産業界、教育界の協力の下、関係者が一体となって、若者の働く意欲や能力を高めるための総合的な対策等に取り組むこととしている。

さらに2005（平成17）年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」においても、若者の働く意欲を喚起しつつ、その職業的自立を促進し、ニート・フリーター等の増加傾向を反転させるため、アクションプランを強化・推進することとしている。

- 1 学校段階から職場定着に至るまでの総合的・継続的なキャリア形成・就職支援策
 - (1) 初等中等教育段階におけるキャリア教育の推進

近年、産業・経済の構造的変化や雇用の多様化・流動化等を背景として、就職・進学を問わず児童生徒の進路をめぐる環境は大きく変化している。

こうした中、児童生徒が「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするキャリア教育が強く求められている。

また、「若者自立・挑戦プラン」において、キャリア教育が大きな柱として位置づけられるなど、小学校段階から、児童生徒の発達段階に応じて、組織的・系統的なキャリア教育を推進することが必要である。

このため、政府では、2004年度から、小・中・高で一貫したキャリア教育の指導内容・方法等についての調査研究などを行う「キャリア教育推進地域事業」の実施などを通じ、児童生徒の勤労観、職業観を育成するキャリア教育の推進に努めている。

さらに、2004年12月の「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」を踏まえ、2005年度から、政府では、中学校を中心とした5日間以上の職場体験を「キャリア・スタート・ウィーク」として実施するとともに、それを支える地域の協力体制を構築するため「キャリア教育実践プロジェクト」を実施しており、キャリア教育の一層の推進を図っているところである。

また、職場見学、職場体験、インターンシップ（就業体験）等の活動の支援を行うとともに、その活動を取りまとめ、同世代の中高生にその情報を発信していく「中高生に対する仕事ふれあい活動支援事業」を2003年度から16地域においてモデル的に実施しており、2004年度は対象地域を拡大し、32地域において実施した。さらに、企業人等を講師として小中高校に派遣し、

職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関して生徒に理解させ、自ら考えさせる「キャリア探索プログラム」を実施し、2004（平成16）年度は約3千の小中高を対象、約33万人の生徒が参加した。加えて、生徒に短期間の企業での就業体験をさせ、自らの適性と職業の関わり等について考える契機とさせる「ジュニア・インターンシップ」を実施し、2004年度は、約2万6千の事業所の協力により、約1,200校、約9万5千人の生徒が参加した。その他、高校生に対し、就職活動に必要な知識や基本的な実務能力を付与するための就職ガイダンスや高校の進路指導担当者を対象としたセミナー等を実施している。

（2）大学、大学院、専修学校等における職業体験機会の提供や職業訓練の推進

大学等の高等教育機関においても、社会の様々な分野で活躍することのできる人材を養成することは、重要な役割として期待されている。このため、各大学等においても、学生の職業観の涵養のため、インターンシップの導入に取り組んでいる。政府では、インターンシップを推進する観点から、インターンシップ推進全国フォーラムの開催、インターンシップを実施する大学等に対する財政的支援など、各種の施策を実施している。これらの取組を受けてインターンシップの実施率は年々上昇しており、授業科目として実施したインターンシップは、2003（平成15）年度には全大学の55.0%に上り、約3万4千人の大学生がインターンシップを体験した。

また、若者の能力向上・就業選択肢の拡大に資するため、「キャリア高度化プラン」を推進している。このプランは、大学などの高等教育機関において、社会経済の高度化・複雑化に対応し、社会を牽引できるような高度な専門能力などを持つ人材を養成する構想となっている。具体的には、高度専門職業人養成の推進のため、専門職大学院における教育内容・方法の開発・

充実を図る「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」などを実施しており、今後もこれらの取組を充実・発展させていく予定である。

さらに、若年者向けの実践的な教育の仕組みとして、新たに、企業実習と教育を並行して実施することにより若者を一人前の職業人に育てる「実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）」を推進している。

2 就職経路の複線化に対応した多様な就職システムの整備

（1）フリーター等の就労支援の推進

フリーターや学卒未就職者等の若年失業者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するため短期間の試行雇用を実施する「若年者トライアル雇用事業」を2001（平成13）年12月より実施している。同事業により、2005（平成17）年9月までに、144,883人がトライアル雇用を開始し、そのうちトライアル雇用を終了した115,019人の79.7%に当たる91,620人が常用雇用に移行するなど、常用雇用の実現に高い効果をあげている。

また、フリーターをはじめとする若年失業者等の就職を支援するため、東京、神奈川、愛知、大阪及び兵庫に設置しているヤングワークプラザにおいて、1対1による職業相談や職場定着に向けた指導を行っているところである。

さらに、現在フリーター等の職業意識を高め、適職選択やキャリア形成を促すため、全国の都市部にヤングジョブスポットを設置し、若者同士の情報交換、職場見学等のグループ活動等への支援を行っている。ヤングジョブスポットについては、民間団体への事業運営委託を進めるとともに、企業や大学等を含めた関係者との連携を強化し、より効果的な運営に努め、2005年度において、全国に14か所設置している。

加えて、若者のフリーター化・無業化を防止するため、教育訓練機関における座学と企業における実習を組み合わせた職業能力開発を行うことにより、企業のニーズに応える実践的な人

材を育成する「日本版デュアルシステム」を推進している。

また、2005（平成17）年5月より、フリーターが年間10万人程度増加している現状を踏まえ、年間20万人程度の常用化を目指す「フリーター20万人常用雇用化プラン」を策定し、関連する施策を最大限効果的に推進している。

（2）職場定着の促進

新規学卒就職者の早期離職率の減少を図るため、2005（平成17）年度には、業界団体と連携し、地域における若年労働者同士の交流や企業における人事管理等に関する講習会の開催、インターネット等を活用した、若年労働者の働くことに関わる幅広い相談に応ずる体制の整備を内容とする、学卒就職者など若年労働者の「職場定着促進事業」を実施することとしている。

3 能力を軸としたマッチングを可能とする若年労働市場の基盤の整備

（1）学卒、若年向けの実施的職業能力評価・公証の仕組みの整備

企業の求める人材ニーズを把握し、IT、技術経営（MOT）等の専門分野における能力評価基準の策定や、それに対応したカリキュラム・教材の開発、実証研修等を実施することにより、雇用のミスマッチの解消など、若年労働市場の整備を図っている。

また、2004（平成16）年度から、事務・営業の職種について、企業が若年者に求めている就職基礎能力及びそれらを身に付けるための講座や試験を示すとともに、講座を修了又は試験に合格等した若年者に対し、申請に応じて証明書を発行するYES-プログラムを展開している。

（2）創業、起業による就業機会の創出

「起ちあがれニッポン DREAM GATE」プロジェクト（起業家輩出支援事業）は、国民各層に対する起業・独立意識を喚起し、「挑戦者」の裾野を拡大するため、ウェブサイト等を通じ

た新たな起業支援サービスの提供や、インターンシップ事業等を内容として2003（平成15）年7月から本格的なサービス提供を開始し、2005（平成17）年7月までに32万人を超えるユーザー登録が行われ、1万件を超える起業相談も行われている。また、大学生等を中心としたインターンシップ（「起業家のかばん持ち」）では、参加学生が実際に起業する、インターンシップ先ベンチャー企業が学生のビジネスプランを事業化するなどの成果が現れている。

4 若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）の整備

地方公共団体と産業界、学校等の連携の下、若者に一貫した雇用関連サービスを提供する「若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）」を都道府県の主体的取組により整備している。

2004（平成16）年度は、全国43都道府県（79か所）にジョブカフェが設置され、うち35都道府県においてハローワークを併設し、若者を対象とした職業紹介を実施するほか、企業説明会や各種セミナーの実施等の若者の職業意識啓発に資する事業を委託している。また、15道府県においてはモデル地域として、民間を積極的に活用し、カウンセリングから研修等までの一貫した雇用関連サービスをきめ細かく提供し、地域の実情に応じた効果的な就職支援を推進している。その結果、2004年度は、全国でサービス利用者数延べ約108万6千人、就職決定者約5万3千人という成果となっている。2005（平成17）年9月末時点では、全国46都道府県（95か所）、うち38都道府県においてハローワークを併設し、また、モデル地域を20道府県へと地域を拡大し、サービスを提供している。

さらに、2005年度には新たな支援メニューとして、ジョブカフェを利用する若者自らが主体的に企画して行う就職活動支援、来所困難な者等に対するインターネットを活用した相談・助言を実施し、ジョブカフェの就職支援機能の一

層の強化を図っている。

第2節 奨学金の充実を図る

1 日本学生支援機構奨学金事業の充実

日本学生支援機構の奨学金事業は、教育の機会均等の実現と人材育成を目的として、優れた学生等であって経済的理由により修学困難な学生等に対して、経済的支援を行っている。

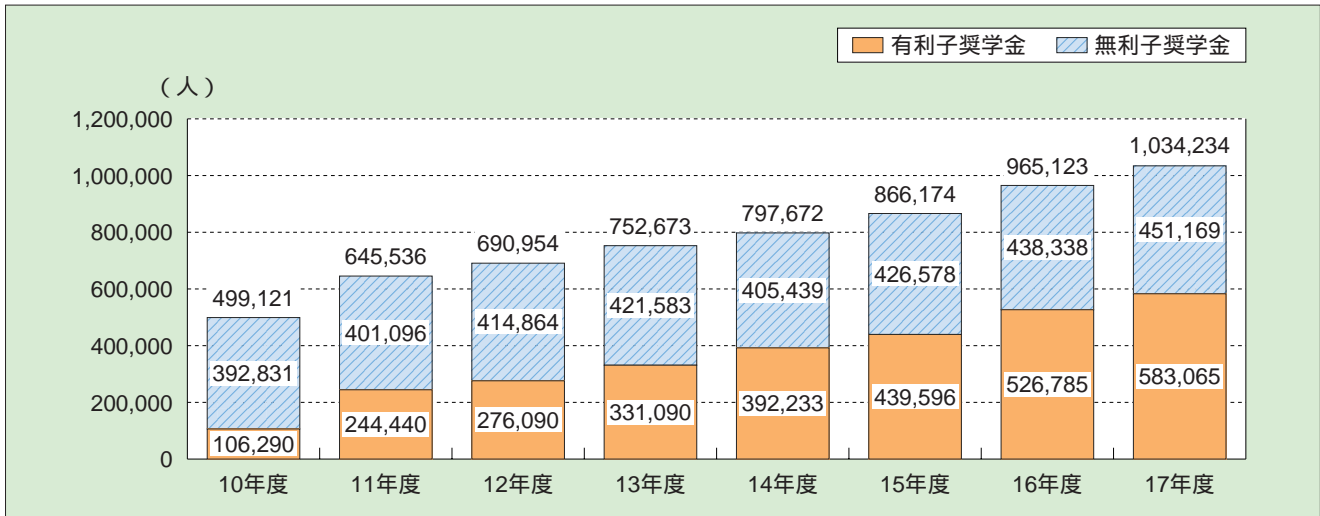
奨学金事業については、これまでも学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするため、毎年充

実を図ってきている。2005（平成17）年度においては、事業全体で、対前年度比約7万人増の103万4千人の学生等に対して、690億円増の7,510億円の奨学金を貸与する予定である。

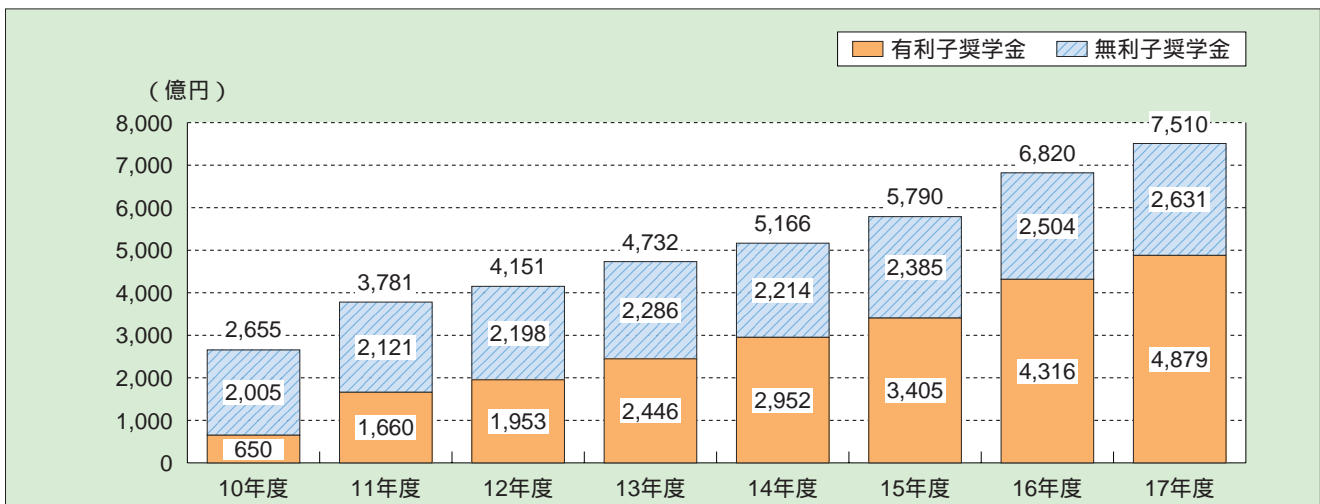
奨学金事業は貸与制により実施されており、卒業後の奨学生からの返還金を後進育成の資金として再度活用している。

奨学金の種類としては、無利子奨学金と有利

第2-1-1図 貸与人員の推移



第2-1-2図 奨学金事業費の推移



資料：文部科学省作成資料

注：平成17年度の無利子奨学金には平成17年度入学者から都道府県で実施することとなっている高等学校等奨学金事業交付金分（41,488人、91億円）を含む。

子奨学金があり、有利子奨学金は、在学中は無
利子で、卒業後は年利3%を上限とした利子が

課される。

第3節 体験を通じ豊かな人間性を育成する

1 豊かな人間性を育むための奉仕活動・体験活動の推進

近年、少子化の進展、家庭や地域社会の教育力の低下などの様々な問題が指摘される中、特に、子どもたちの精神的な自立の後れや社会性の不足が顕著になっている。

このことから、次世代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付け、豊かな人間性を育むよう、発達段階などに応じた様々な奉仕活動・体験活動の機会を充実させることが求められている。

このため、2001（平成13）年7月には、学校教育法（昭和22年法律第26号）と社会教育法（昭和24年法律第207号）を改正し、ボランティア活動や自然体験活動などの体験活動の充実を図ることが明確化された。これとともに、地域や学校等において、子どもたちが様々な体験活動を行う機会を拡大するために次のような取組を実施している。

（1）地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進

ア 地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動の推進

子どもたちのボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動の推進を図るため、2002（平成14）年度から「地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業」を実施した。この事業では、国、都道府県、市町村に幅広い関係機関・団体と連携を図る協議会や、地域の奉仕活動・体験活動に関する情報提供や地域の実情に応じた魅力ある参加プログラム等のコーディネートなどを行う支援センターを設置し、学校と地域社会を通じた奉仕活動・体験活動の推進体制の整備を図ったところ

である。また、2005（平成17）年2月には、ボランティア活動の全国的な広報啓発を図るため、「ボランティア活動推進全国フォーラム」を開催した。

さらに、2005年度からは、地域におけるボランティア活動促進のための多彩なプログラム開発を行い、ボランティア活動の全国的な展開を推進する「地域ボランティア活動推進事業」や、国民の関心を引き付けるため、ボランティア活動推進全国フォーラム等の広報啓発・普及事業を実施する「ボランティア活動広報啓発・普及事業」を実施している。

イ 地域における体験活動等の推進

心身ともにたくましい次世代を担う子どもたちを社会全体で育むために、2004（平成16）年度から「地域子ども教室推進事業」を実施し、学校の校庭や教室等に安全・安心して活動できる子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の大人の協力を得て、小・中学生を対象とした、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を行っている。

また、2004年度から、問題を抱える青少年の立ち直りの支援策として、地域の民間団体等と



「地域子ども教室」実施風景（福島県）

連携・協力し、体験活動などを行うことができる継続的活動の場（居場所）を構築する事業を実施している。

このほか2002（平成14）年度からは、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、関係省庁と連携・協力し、地域の身近な環境をテーマに体験活動を行う事業を実施している。

さらに、2005（平成17）年度からは、ひきこもりなどの青年が福祉作業所等での社会体験への参加をすることを支援する事業や、子どもが主体的に考える過程を重視した自然体験や生活体験等の体験活動の機会を提供する事業を実施している。

ウ 学校における奉仕活動・体験活動の推進

小・中・高等学校等においては、2002（平成14）年度から「豊かな体験活動推進事業」を実施し、他校のモデルとなる体験活動を行うとともに、その先駆的な取組を広く全国の学校に普及させ、全国の小・中・高等学校等での体験活動の展開を推進している。

（2）文化活動を中心とした体験活動の推進

子どもたちが文化活動に参加したり、優れた芸術文化や歴史的な文化の所産に触れることにより、豊かな感受性と多様な個性を育むよう、次の施策を実施している。

ア 本物の舞台芸術に触れる機会の確保

感受性豊かな子どもの育成を図るため、学校や公立文化会館などにおいて優秀な舞台芸術や伝統芸能に直に触れる機会を提供している。2004（平成16）年度は516公演を実施し、2005（平成17）年度は611公演を実施する予定である。

イ 学校の文化活動の推進

子どもたちに芸術への感心を高めてもらうことを目的に、非常に優れた活動を行っている芸術家や伝統芸能の保持者等を出身地域の学校に派遣し、自らの技を披露してもらうとともに、文化活動のすばらしさや地域の誇りなどを語ってもらうなどの取組を推進している。2004（平成16）年度は175名の講師を派遣し、2005（平

成17）年度は647名の講師を派遣する予定である。その他、全国高等学校総合文化祭を2004年度は7月30日（金）から8月3日（火）まで徳島県で、2005年度は7月27日（水）から7月31日（日）まで青森県でそれぞれ開催した。

ウ 文化体験プログラム支援事業

子どもたちの豊かな人間性と多様な個性を育むことを目的として、子どもたちが日常の生活圏の中で、年間を通じて地域の特色ある様々な文化に触れ、体験できるプログラムを作成し、実施している。2004（平成16）年度は42事業を実施し、2005（平成17）年度は100事業を実施する予定である。

エ 「文化芸術による創造のまち」支援事業

全国の文化水準の向上のため、地域における文化芸術活動の環境の醸成と人材の育成及び次代を担う子どもたちが参加する文化活動の活性化を図っている。2004（平成16）年度は73事業を実施し、2005（平成17）年度は110事業を実施する予定である。

オ 伝統文化こども教室

次世代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて学校、文化施設等を拠点とし、茶道、華道、日本舞踊、伝統音楽、郷土芸能等の伝統文化に関する活動を、計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供している。2004（平成16）年度は2,020事業を、2005（平成17）年度は2,595事業を採択している。

（3）自然とのふれあいの場や情報提供等

2003（平成15）年7月に、環境教育・環境学習の推進、環境保全活動に取り組む意欲を高めていくために、自然体験等の機会、情報の提供、環境の保全を行う人材の育成、人材認定等事業の登録制度等の措置が盛り込まれた、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（平成15年法律第130号）が制定された。2004（平成16）年9月には、同法に基づく、「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、

「人材認定等事業に係る登録に関する省令」(平成16年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号)が公布された。

優れた自然の風景地である国立公園等において、子どもたちに自然や環境の大切さを学んでもらえるよう、自然保護官(レンジャー)やパークボランティアの指導・協力のもと、マナーの普及、自然環境の復元維持活動等を行う機会を提供する、「子どもパークレンジャー事業」を実施している。

また、各国立公園における自然観察会の開催や自然観察の森など身近な施設での自然学習を促進するための「ティーチャーズガイド」を作成するなど、自然体験活動プログラムの提供を行うとともに、「インターネット自然研究所」などのウェブサイトにより、様々な自然とのふれあいの場やイベント等に関する情報を幅広く提供している。

さらに、小中学生の地域における環境活動を支援するため、子どもたちが地域において自主的に自然観察や水質調査などの環境学習やリサイクル活動などの環境保全活動に参加する機会を提供する、「こどもエコクラブ事業」を地方公共団体、企業等と連携して実施している。



こどもエコクラブの風景(東京都)

(4) 農林水産業の体験

子どもたちが農業・農村に親しみを感じる機

会を充実するため、全国的な体験学習の推進体制づくり、ウェブサイトで受け入れ先情報の提供(「農業体験学習ネット」)、モデル地区の設置のほか、身近な水辺環境の活用や修学旅行等を通じた学校内外における農業・農村体験学習を推進している。



農業・農村体験(長野県)

また、各地域において森林内での学習活動やボランティア活動を行っている「緑の少年団」活動、親子や子どもたちによる森林ボランティア活動などに対し支援を行っている。

入門的な森林体験活動等を行う機会を提供するため、体験学習の場となる森林や指導者の募集・登録、森の子くらぶ受入体制の整備及び国有林野の提供、森林環境教育活動推進のための支援体制の整備に対する助成を行っている。

学校内外活動の一環として実施される、体験漁業、自然環境等の体験活動は、海や水産業、漁村に関する子どもたちの理解を深めるうえでの、重要なものであり、学習活動の推進や普及活動への支援と体験活動の場の整備を行うとともに、体験活動促進のための漁村の受入体制の整備や都市漁村交流の啓発普及活動等の支援を実施している。

(5) 都市と農山漁村との交流体験

青少年の農山漁村等における自然体験活動を推進するための都市と農村の交流活動や農業体

験を通じた体験型環境学習を2002（平成14）年度から実施している。

また、2005（平成17）年度からは子どもが主体的に考える過程を重視した自然体験や生活体験等の体験活動と「山村留学」を推進するための「短期山村留学」を実施している。

さらに、高校生が一定期間山村に滞在して取組む下刈り、除伐等の森林整備・保全活動の機会を提供している。

子どもたちの漁村における中長期的な体験活動の普及を図るため、取組方法や留意点等の情報を提供している。

（6）子どもの遊び場の確保

子どもが身近な自然に安心してふれあうことができ、子ども同士でできるだけ自由に遊べる場所を地域に確保することは、子どもの健全な育成のために重要である。

子どもの身近な遊び場としての役割が求められる都市公園については、子どもの身近で安全な遊び場として歩いて行ける範囲の公園整備を推進するとともに、各種運動施設や遊戯施設等を有し、手軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる総合的な公園などの整備を行っている。



都市公園（長野県）

また、都市部を中心に、子どもたちが伸び伸びと遊べる場を確保し、地域の様々な年齢の児

童と交流し、遊びを通して子どもの健全な育成、体力の増進等を図るために、児童館や児童遊園の整備を行っている。

河川空間については、身近な水辺等における環境学習・自然体験活動を推進するため市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となった取組体制の整備とともに、水辺での活動に必要な機材（ライフジャケット等）の貸出しや学習プログラムの紹介など、水辺での活動を総合的に支援する仕組みを構築し、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等（水辺の楽校プロジェクト）を行う『「子どもの水辺」再発見プロジェクト』を実施している。



水辺の楽校（東京都）

森林については、子どもたちの「生きる力」を育む森林体験活動の場として、里山林等において、森林環境教育、林業体験学習に活用する、森林・施設の整備を行っている。

また、国有林野においては、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に選定し、広く国民に提供している。

海岸については、青少年等が海辺における自然体験活動を安全に楽しめ、また、都市・農漁村及び世代間の交流の場となる海岸を創出することを目的とした「いきいき・海の子・浜づくり」を実施し、安全で良好な自然・景観を有する海岸空間の形成を図るとともに、自然体験活動等に利用しやすい海岸づくりを推進している。

第4節 子どもの学びを支援する

現在、学校教育においては、知識・技能に加え、学ぶ意欲や自らがよりよく問題を解決する資質や能力など「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心など「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」などの「生きる力」をはぐくむため、学習指導要領に基づき、習熟度別などの児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導や、体験的・問題解決的な学習を行うことができるようにする観点からの学習を重視している。

また、高等学校については、生徒の能力・適性、興味・関心、進路などが多様化する中、多様な特色ある学校づくりを進めていくことの重要性にかんがみ、総合学科や単位制高等学校をはじめとする新しいタイプの高等学校づくりを推進している。

総合学科は、普通科と専門学科に並ぶ新しい学科として、1994（平成6）年度から設置されている。2005（平成17）年度までに47都道府県4指定都市に286校が設置されている。総合学科では、幅広い選択科目の中から生徒が自ら科目を選択して学ぶこととなり、達成感や自己の進路への自覚を深めるための学習が重視される。

単位制高等学校は、学年による教育課程の区分を設けず3年以上の期間在学し、決められた単位を修得すれば卒業が認められる学校であり、2005（平成17）年度までに、47都道府県8指定都市に684校が設置されている。

さらに、公立学校教育に対する国民の多様な要請に応え、信頼される学校づくりをより一層進めるためには、保護者や地域住民の意向が学校運営によりの確に反映されることが重要である。

このため、2004（平成16）年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（2004年9月施行）「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」が導入されている（2005年10月現在32校）。コミュニティ・スクールでは、学校運営協議会が、校長が作成する教育課程の編成など、学校運営の基本的な方針について承認する、教職員の任用に関して、任命権者である教育委員会に意見を述べる等の権限を有しており、この制度を通じて、地域に関われ、信頼される学校づくりが進むことが期待される。